

国民生活センターの国への移行を踏まえた  
消費者行政の体制の在り方に関する検討会  
第9回議事録

内閣府検討担当

# 国民生活センターの国への移行を踏まえた 消費者行政の体制の在り方に関する検討会 第9回議事次第

1．日時 平成24年6月11日(月) 9:30～12:01

2．場所 消費者委員会大会議室1

3．出席者

松原内閣府特命担当大臣

(委員)

大森座長、山本座長代理、足立委員、阿南委員、片山委員、  
丹野委員、中村委員、橋本委員、畠中委員、室町委員、山内委員

(関係者)

山口消費者委員会委員長代理

福島消費者庁長官

野々山国民生活センター理事長

山形国民生活センター理事

(事務局)

小田審議官、川口審議官、松山内閣府審議官

服部参事官、浅田参事官

4．議事

(1) 開 会

(2) 議 事

1) 国民生活センターの機能を担う国における組織の具体的な在り方について

(3) 閉 会

大森座長 おはようございます。時間が参りましたので、第9回の検討委員会を開催させていただきます。

本日は、前回に引き続きまして、国民生活センターの機能を担う国における組織の具体的な在り方につきまして議論を進めたいと思います。

初めに、前回に引き続きまして、機能の維持・充実について議論し、引き続いて、今日は組織形態について議論を進めたいと思います。

これから事務局に資料を説明していただきますけれども、お手元に資料1というのがございまして、これは論点整理であります。今日、議論いたしたいのは、3ページの「各機能について」の(1)(2)と、次のページに行って、「充実」実現、「体制強化」、できれば組織形態の(1)(2)ぐらいまで入りたいです。しかし、多分、4ページの(3)と最後のところはちょっと難しゅうございまして、次回になる可能性がありますけれども、そのぐらいまで今日は頑張りたいと思っていますので、よろしく願いいたします。

それでは、資料についてお願いします。

服部参事官 まず、配付資料の確認をさせていただきます。

議事次第に資料の一覧がございますが、もし資料に配付漏れ等あれば、適宜お申し出いただければと思います。

まず、資料2でございますが、これは前回の検討会で配付した資料に必要な修正をしたものです。また後ほど御説明させていただきます。

資料3でございますが、過去の検討会で委員が御説明された際の資料でございまして、その中から今回の検討に関係の深いものについて御用意させていただいております。具体的には、3-1は、前回の検討会での足立委員配付資料、3-2は、第5回検討会での山本委員配付資料、3-3は、第6回検討会での畠中委員配付資料でございます。

続きまして、資料の修正につきまして御説明をさせていただきます。

資料2-1を見ていただければと思います。この資料は、国民生活センター各機能の国への移管に当たっての懸念と考え方・対応策についてでございまして、前回の検討会での御指摘や御意見を踏まえて修正をさせていただいております。加筆・修正点は明朝体で書かせていただいております。

主な修正点は、次の2つです。1つ目が、中村委員の御指摘に基づき、昨年6月に消費者委員会より示された懸念を追加したことでございます。この1ページ目の一番下の判例に「消費者委員会」と明朝体で書かせていただいております。

もう一点は、前回の検討会で出された御意見を該当する箇所に入れさせていただきます。

具体的には5ページを見ていただければと思います。上から2つ目の欄でございますが、前回は右側が空欄になっておりました。これは、地方消費生活センターに消費生活相談緊急情報(マル急)などを提供できるかという懸念についてのものでございます。右側に前

回の検討会で出していただきました御意見、「国が地方公共団体に情報提供することについては、地方自治法の『技術的な助言』という形で可能」「相談・ADRを独立的・自立的に担えるか」という問題と、専決などの技術的な問題が考えられるが、提供できないという懸念はない」、これを記載させていただいております。

その下の欄は、消費者委員会で示された懸念を追記したものでございます。「消費者庁に情報管理が一元化された場合、これまで以上に、情報開示が過度に慎重になるのではないか」。右側は前回の検討会でお出しいただきました意見、「個人情報の扱いや情報公開については、独立行政法人も国の行政機関とほぼ同じ規律であるため、国に移行することで変わることはない」を追記させていただいております。

最後の欄でございます。これも消費者委員会で御提示されているものでございまして、「行政庁の立場で、従来の国民生活センターと同様の消費者側への訴訟追行の援助を行うことが適当か」というものでございます。

右側は空欄になっております。これについての考え方は見当たりませんでしたので、空欄としております。御議論いただければと思っております。

消費者委員会からは、このほかにも幾つか懸念が提示されておりまして、資料ではその旨がわかるようにしております。ただ、内容的には前回の資料で記述しておりますものとおおむね重なっておりますので、ここでの説明は省略させていただきたいと思っております。

また、これらのほかに懸念、お考え等がございましたら、幅広く御議論いただければと考えております。

続きまして、資料2-7-2でございます。「国民生活センターのマスコミによる報道・取材、ホームページアクセス数について」というものでございます。これは、論点の「消費者に親しみのある国民生活センターの良さをどう維持するか」に関係したものでございます。

ここにございますように、マスコミによる報道件数につきましては、主要6紙に、計毎年600件以上の関係記事が掲載されております。また、マスコミによる取材件数は、毎年2,000件前後でございます。ホームページの総ページ閲覧数もちちらにあるとおりでございます。

それから、3ページめくっていただきまして、資料2-10でございます。「消費者庁及び国民生活センターの情報の収集・分析・提供について」の資料でございます。

消費者庁でございますが、消費生活用製品安全法に基づき、重大製品事故について、左の一番上の欄でございますが、事業者から報告を受け、分析の後、公表しております。

それから、2つ目の四角のところでございますが、消費者安全法に基づき、重大事故及び消費者事故について、行政機関、都道府県、市町村、国民生活センターから通知を受け、分析の上、注意喚起・公表を行っております。

それから、PIO-NET、事故情報データベース、医療機関ネットワークに集められております情報を活用して、公表、注意喚起を行っております。

それから、国民生活センターでございますが、地方自治体から寄せられました情報、PIO-NET、事故情報データバンク、こうしたものにつきまして分析、公表というふうになっております。

また、経由相談、商品テスト依頼、こうしたものを通じた情報につきましても同様でございます。

それから、一番下の欄でございますが、消費者からの相談の受け付け、消費者トラブルメール箱、こうしたものを通じて収集した情報につきまして、分析の上、情報提供・公表という形で提供しているということでございます。

私どもからの説明は以上でございます。

大森座長 それでは、今、配られています資料2-1の3ページ以下を置いていただきまして、まず、各機能の維持をどのようにはかるかという論点のうち、相談・あっせん、ADRの柔軟性をどのように維持するか、相談・あっせん、ADRと執行をどのように分離するかということにつきまして、皆さん方の御意見を伺ってみたいと思います。

資料2-1の2ページから5ページの間を参照していただきながら、委員間で討議をいたしたい。御意見があれば、お出しいただければと思います。いかがでしょうか。

中村委員、お願いします。

中村委員 今の設定だと、皆さん議論しにくいのだろうと思うのです。

先ほど、資料2-1の右側に空欄がある部分があって、その議論が落ちているというお話があったので、ここを先に言わせていただいてもよろしいでしょうか。

大森座長 どうぞ。

中村委員 消費者訴訟というのは次々と新しく起こる問題が多くて、先例、判例がない分野が非常に多いわけですし、いわゆるそれが訴訟の場に行くとなると、ほとんどの場合、チャレンジ訴訟になるのです。そういうものに対しては、どういう姿勢で臨むかということが国として問われているのだと思うのです。

例えば、法律扶助という制度が既にあります。これは、経済的に訴訟を遂行するだけの経済力に欠けるということと、勝訴の見込みがあるという、この2つの要件をもとに国の費用で立替え払いをして訴訟援助をするという建てつけになっているのですが、消費者訴訟の場合は、一番困難なのは勝訴の見込み、というところなのです。この要件を欠くに至ることが非常に多くて、なかなか十分に訴訟援助、法律扶助を受けられない。法テラスになってからもそういう状況が続いているわけで、この点、比較してみると参考になるのがイギリスの制度なのです。

イギリスは、法律扶助予算は日本の600倍あります。人口が少ないのに国からの訴訟援助の費用がどんどん消費者、国民に支給されるわけです。私どもがイギリスの調査に行ったときに言われたのは、勝つか負けるか勝訴の見込みというのは、最初から判断してやることではないし、世の中、新しい事象が次々起こるのだから、チャレンジして、どちらかな、難しいなと思われる案件があったらどんどん裁判所へ持ち込んでいっしょい、その

ための費用は出しますよ、という姿勢でイギリスという国は臨んでいるというふうに言われております。

ですから、日本も、少なくとも限定的に言うならば、消費者問題については、先ほど言ったようにチャレンジ訴訟がほとんどで、勝訴の見込みなんて初めからわかるのはほとんどないわけです。

過払い金の返還請求にしましても、当初は多くのチャレンジ訴訟があって、ようやく最高裁の判決までたどり着くわけですし、そういう歴史的経過をたどるものなので、やはりチャレンジ訴訟の段階で国が援助するという制度は、是非残しておいてもらいたいのので、法テラスがあるからいいではないかということには決してならないので、消費者問題に限定して何らかの形で消費者訴訟の援助を行う制度というのは、国としては万全の体制をとるべきだというふうに思っております。

5 ページの下の方に、国民生活センターは、現在でも資料を提供することができるというくだりがありますが、やはり資料提供もないと訴訟もやりにくいわけですし、特に今、適格消費者団体が集団的消費者被害救済の制度の中で原告適格を位置づけられて、これからどんどん訴訟が増えると思いますけれども、そういう中で一番重要なのは、国民生活センター、PIO-NET などが持っている消費者被害の実態なのです。そういうものが集まってこないと消費者訴訟も十分に主張・立証ができないという関係にあるので、ここは実はお金の援助とともに、資料提供、情報提供というのは非常に重要です。

3 年前の消費者庁国会の中でも、参議院で言うと附帯決議 29 項にそのことが書かれておりまして、消費者団体に対する情報提供と活動のための施設や資金の確保等の支援、こういうものについて必要な措置をとるようにということが国会でも言われているわけですから、こちら辺は十分この議論の中でも心して、それが実現できる方向で検討を重ねるべきだろうと思っております。

以上です。

大森座長 ありがとうございます。

今の 5 ページの空欄のところに、こういう意見で入るような内容ですけれども、チャレンジ訴訟に対する資金援助は、ここの項目ですか。別途何かやらなければいけないですか。多分、情報提供はいいですね。

中村委員 この項目が行政庁の立場で従来の国民生活センターと同様の消費者訴訟への追行の援助をと書いてありますが、あと、地方自治体が消費者訴訟に対する援助制度で、まさに訴訟の追行のお金等を負担しておりますので、そういうことも含めて発言させていただきました。

大森座長 事務局の方、今のチャレンジ訴訟みたいなことに対する援助の仕組みとこの関係は、どういうふうに考えておけばいいですか。

服部参事官 現行、国民生活センターが資料の提供ということをやられていますので、こうしたことをこのまま引き継いで、機能が後退しないように考えるということが今回の

論点の一つなのかと思っています。

また別途、今、お話がございました地方自治体の制度、こうしたものは引き続き消費者のためにバックアップするのに使われていくのかと考えております。ここでは、特に国民生活センターの機能との関係で御議論いただければありがたいと思います。

大森座長 山口委員長代理、どうぞ。

山口消費者委員会委員長代理 委員会の立場というよりも、一弁護士として痛感しているところを申し上げさせていただきたいのですが、消費者被害の問題をやりますときには、私ども、弁護士会照会という手続で、東京都や神奈川県などの消費生活センター及び国民生活センターに、この事業者についての相談がどの程度ありますか、具体的な典型事例を教えてくださいということで照会いたしますと、ちょっと時間はかかるのですが、一応、国民生活センターや消費生活センターは一定のリストを教えてください。特に感心したのは、ある着物販売業者などにつきましては、川崎市の消費生活センターに念のため照会したところ、大変豊富な資料を出していただきまして、裁判に大変役に立ったという経験がございます。

ところが、昨年、これは実際にあったことなのですが、高島易断の被害について裁判をやっている過程で、経済産業省が非常にすぐれた行政処分をなさしまして、高島易断の本部に乗り込んで一定の資料を集められたわけです。これは、私どもとしては裁判をやるときに、経済産業省にあらかじめお願いして、裁判になった場合には、裁判所の送付嘱託という手続で証拠を出していただきたいとお願いしたわけです。そうしたところ、役所の方では、これは送付嘱託という形では出せませんと言われました。文書提出命令という形で、裁判所から経済産業省に文書提出命令が出れば出しますというふうに担当窓口はおっしゃったわけです。これは4年前の話です。

ところが昨年、担当課長がかわりまして、いよいよ裁判所が文書提出命令を出しそうですねのでお願いしますと言いに行ったところ、何ですか、それはと。行政で集めた証拠を個別の裁判について出せるわけではないではないですかということを担当課長がおっしゃったのです。これは、私はさすがに焦りまして、いや、4年前にこういう文書もありますよ。文書提出命令で裁判所から命令を出すときには、こういう形の命令を出してほしいということを担当の方がおっしゃったとファックスまで引き出して説明しました。そしたら、それは4年前の担当がおかしいと言われたわけです。事ほどさように、行政がいろいろな形で手に入れた情報を個別の裁判の証拠として使うことは大変難しいわけです。

そういうことからいたしますと、国民生活センターが国の機関に移行した場合に、国民生活センターが持っている証拠を個別の裁判に被害者側、消費者側が活用しようとするときに、バリアが今の国民生活センターよりも高くなってしまわないかという非常に切実な不安がございます。これだけは指摘しておきたいと思います。

大森座長 山本さん、どうぞ。

山本座長代理 今の大きな話に対しまして、小さな話になってしまうかと思えますけれ

ども、国民生活センター法の40条を制定する過程で、これはADRの制度をつくったときに入ったものだと思いますが、そのときに私、少し議論に参加をしたことがございます。このときにも、国民生活センターがおよそ一般的にどの程度、原告、消費者側をサポートすべきかということをお話したことがございます。そのときに、一方で国民生活センターの任務は、まさに交渉力あるいは情報等において、劣位にある消費者をサポートするところに任務があるのだから、当然そういったサポートはできるであろう。ただ、他方において、余り消費者側に入ってしまうと、事業者側から協力を得る等のことがなかなか難しくなるという面もある。相談と処分権限のところでもそんな議論がありますけれども、一体どのあたりまでならサポートができるだろうかということをお話しまして、資料提供はできるだろう、これは相談とかADRの延長線上にある作用であって、そうであれば問題ないのではないか。そこから先はいろいろ議論の余地はありますねということで、こういうふうになったのではないかと思います。

そういう点から申しますと、実は、そのときにもう既に国の設立した法人として、どこまで消費者をサポートできるかという角度から議論をいたしましたので、これが国の機関になったからといって、できなくなることはないのではないかと思います。つまり、そこで議論した内容は、国の機関に移行した後も、当然、同じように妥当するのではないかと思います。

ですから、少なくとも資料提供までは、私は当然、国の機関に移行したとしてもできるはずだと。そこから先の部分については、またもう少し大きな議論になると思いますので、いろいろな御意見はあるかと思えますけれども、少なくとも40条の資料提供というところについては問題ないのではないかと思います。

大森座長 阿南委員、どうぞ。

阿南委員 今回の資料提供ということですがけれども、適格消費者団体で裁判をするときの情報のために、PIO-NETの情報を適格消費者団体でも見られるようにしようという動きがあって、私たちもそういう要望をしているのですけれども、それも資料提供の範囲に入るということになりますか。

大森座長 どなたに答えてもらいますか。

阿南委員 山本先生に。

山本座長代理 40条で直接言っているのは訴訟の準備の話であるので、そういうことであれば問題はないのだらうと思います。

阿南委員 訴訟の準備のために、その情報を活用するというのであればいいということですか。

山本座長代理 ということだと思います。そこから先の部分は、この条文の問題ではなくて、政策的な問題になるのではないかと思います。

大森座長 事務局、どうぞ。

服部参事官 今回の条文につきましては、資料2-1の7ページに添付させていただいて



おります。中ほどに第 40 条がございます。どういう場合かということで、センターは、和解仲介手続によって重要消費者紛争が解決されなかった場合において、内閣府令で定めるものを提供することができる。内閣府で定めるものというのがその下にございます。第 34 条、内閣府令で定める資料は次に掲げるものであるということで、1、2、3 が書かれております。

大森座長 丹野さん、今のことですか。

丹野委員 はい。

私も適格消費者団体全国消費生活相談員協会の役員をしておりますので、その辺についての事情を存じ上げているつもりです。服部さんから御説明あったように、できるはずだと申し上げようと思っていました。

それから、適格消費者団体への情報提供というのは、現状の PIO-NET に关しましても、適格消費者団体側から公表してくださいということで文書を差し上げて、適格消費者団体への情報提供ということで国民生活センターから実際に今行われているので、その点は念のために。

大森座長 委員長代理、何か御発言ありますか。

山口消費者委員会委員長代理 重要なことを申し上げ忘れまして。先ほどの高島易断の裁判のケースは、最終的には担当課の御裁量で文書提出いただきまして、消費者側の勝訴に非常に有益な証拠になったことを御報告いたします。

事ほどさように、もしこれが国の機関に移行するならば、個別の裁判、あるいは個別の消費者被害の救済のためには、どうしても国の情報を提供するという新しい条文がないと、さまざまな問題が起こるだろうと思います。今の消費生活センター、あるいは相談員の情報につきましても一言申し上げますと、この 40 条は個別の事件が解決されなかった場合に提供することになるわけですが、これは適格消費者団体などでの検討作業においては、例えば個別の消費者から着物の販売会社、あるいは英会話教材などの相談があります。そのときに、この事業者がどの程度同じようなトラブルを起こしているのだろうかという意味で、悪く言いますと、探索的な情報を入手したいということが消費者団体の方はニーズとしてあるわけです。ところが、この条文ではそれは出していただけないことになりかねないわけです。あるいは、適格消費者団体の企画として、例えば、今、地元のどんなことが問題になっているのだろうか、消費者団体としてどういう問題を今後取り上げていこうかということを検討するときに、地元の消費生活センターで今どんなことが問題になっているのかという生々しい情報を的確に出していただきますと、なるほど、こういう問題があるのか、では、これに取り組んでいこうかということを適格消費者団体は考えられると思うのですが、恐らくそういう出し方は今なさっていないのではないかと思います。そこら辺の実情についてもきちんと出していただいた上で議論する必要があるのではないかと思います。

大森座長 実態がどうなっていて、原則、国民生活センターは必要な情報を出している

でしょう。今の委員長代理のお話は、それをお使いになった上で、まだ出していない情報を何かお持ちになっていて、それを外に出すという話でしょうか。それに応ぜよという話ですか。

山口消費者委員会委員長代理　そうですね。ですから、全体的な傾向が今どうなっているのかという状況については、消費生活センターあるいは国民生活センターは、適格消費者団体が要請した場合に提供なさっているのかどうか。

大森座長　御存じの方。では、山形理事からどうぞ。

山形理事　適格消費者団体には、要請があったものは出しております。ただ、ボリューム的にたくさん、例えば全件1万件出すとなると作業的に大変なので、そこは、日常の運用の中で、これぐらいのボリュームでお出しして、足りなければまた御請求いただくという形で出しています。

大森座長　山内委員、どうぞ。

山内委員　私は、消費者機構日本の方でやっていますけれども、山口先生がおっしゃったように、重要案件として解決していない問題でなくても、チームの中で問題がありそうな企業の名前が特定されたりしたときに、その企業名で検索をお願いしたいというふうに言うと、東京都では20件具体的にはありますよというのは御提供いただいておりますので、そういったものを使って次の作業に進めておりますから、今の点はできているというふうに考えております。

大森座長　丹野さん、どうぞ。

丹野委員　補充でございまして、国民生活センターさんからは、先ほど山形理事がおっしゃったように、業者名を特定して、直近5年分とかお願いして出していただくというのをやっております。地方自治体とは、それぞれ適格消費者団体ごとに覚書等を交わしております。私どもですと東京都と北海道と交わしております。そちらの方で、それこそ生の情報をいただいております。多分、どこの適格消費者団体もやっていると思います。

大森座長　では、中村さん。この件、以上といたします。

中村委員　先ほど山口さんの言われた話は2つあって、国民生活センター法40条の定めているのは、まさに今おっしゃったように、消費者紛争が解決されなかった場合の話なのですが、山口さんがもう一つ言われたのは、今、世の中にどんな問題が起こっているのだろうかというのを自ら検討、分析して、適格消費者団体として新たな提訴を考える、そういう場合の情報提供というのは今なされていないです。要望した場合に、そのポイントは回答していただくという形でしかなくて、例えばPI0-NETの端末そのものは適格消費者団体であって、適格消費者団体でそれを検索しながら自分らの立場で分析して提訴へ結びつけるというシステムにはまだなっていない。そこは、今まさに集団的消費者被害救済制度の検討の方でやっておられるようですので今後を期待したいのですが、私は個人的には、是非そういう形でPI0-NETの端末が適格消費者団体、今度は集団的消費者被害の訴訟を起こせる、そういう立場のところには共有させる、こういう国センのPI0-NETの情報という

のは、もう少し活動する消費者団体との共有という視点で開放していただきたいと思っております。

大森座長 足立委員、どうぞ。

足立委員 今のお話の中で、資料とかPI0-NETに掲載されている内容を提供するという大きなくりではそれでいいと思うのですが、もう少し内容に踏み込みますと、我々がやっているのはあっせんですので、事業者の方とお話し合いをしながら、時にはざっくばらんに本音で語り合いながら着地点を見つけていく、その過程で事業者の方からいろいろな情報もいただきます。その内容まですべて出していいかどうか。事業者の方があっせんを解決するためにいろいろな細かい内容も提供したというもので、すべて公にしているかどうかというのは慎重に考える必要がある。

といいますのは、やはり信頼関係といいますか、事業者の方も個別案件にセンターが介してあっせんに応じているという中で提供されたものであって、その内容が即裁判、あるいは極端な話、法執行まで使われるということになると、あっせん自体をちゅうちょするということにつながるかということ懸念しますので、すべての内容について公にすることではないのではないかと思っております。

特に法執行の場合には、特商法に基づいてさまざまな調査をすることができます。例えば、銀行の方に照会をしたりということもありますので、法執行あるいはあっせんというそれぞれの目的に沿って出てきた情報について、すべてオープンにされることはないように、我々は情報の取扱いは慎重にしているということがありますので御報告をします。

大森座長 畠中委員、どうぞ。

畠中委員 私、訴訟のことは余り詳しくは知りませんが、役所におった者の立場から申し上げますと、中村先生とか山内さんがおっしゃった資料提供について、役所が慎重にならざるを得ないのは当然だと思うのです。

というのは、要するに訴訟するというのは当事者間のわけでしょう。だから、役所の立場として、一方の当事者にくみするわけにはいかないわけです。もう一つは、守秘義務がかかっていますので、特に他から入手した資料を軽々に出すわけにはいかぬということだと思うのです。だから、是非ともこういうことが必要だということならば、その守秘義務を解除するためにも、ちゃんと法律で、こういう場合は資料を提供できますよ、ということを書いておく必要があるのです。だから、国民生活センター法第40条という規定があるのだと思います。

大森座長 時間が押してきていますので前へ行きたいのですけれども、いいですか。

丹野委員 ちょっと一言だけ。

大森座長 もう一言、はい。

丹野委員 今の適格消費者団体とPI0-NETの議論は別のところでやっているから、ここで深掘りするのがいいかどうかと思うのですが、一言だけ。

実は、PI0-NETを適格消費者団体に開放することについては、自治体のアンケート等を

っており、賛成が多数ではありません。現場としては非常に反対の声が強いです。それはなぜかという、適格消費者団体にオープンにすることに対して、先ほどの畠中先生がおっしゃったような部分、それから足立委員がおっしゃったように、現場は相談という非常にセンシティブなことをやっていて、PIO-NET を全部適格消費者団体に見せてしまうことへの不信や懸念ということもありますし、見せてしまったことによって、これはどうなりましたかという現場に問い合わせ等があって、非常に負荷がかかるということがありますし、やはりそこに踏み込めないというので現場の反対が多いということつけ加えさせていただきますと思います。

大森座長 恐縮です。資料2-1の、今、空白になったところについて埋める議論をさせていただきますまして、少しいろいろ議論が出ましたので、資料2-1のそれ以外のところ、ちょうど論点整理で3ページの(1)各機能の「維持」をどのように図るかですけれども、そのポツ全部について議論を拡大しましょう。それについて何か御意見があればいただきたいと思います。

1つ、座長からお話ししたいことがあります。一番下の「消費者に親しみのある国民生活センターの良さをどう維持するか」ですけれども、この前、資料では7割の国民の方々が国民生活センターを知っていて、相当、毎年いろいろな新聞等で報道もなされていて、国民生活センターという名称及び活動は相当程度、国民に定着していると言っていいと思うのです。

仮に、この国センを国の方に移管した場合に、これから組織のことも検討していただきますけれども、少なくとも今までの議論の趣でいえば、国民生活センターという名称を変える話にはなりにくいのではないかと。変えた途端に親しみがなくなる可能性が十分あって、それは少し念頭に置いてもいいのではないかとちらっとしているのですけれども、ただ、国に移管したときに、これから組織形態をどうするかということは法制局の審査にかかりますので、法制局は相当厳格な審査になりますから、移行したときに、きちんと国民生活センターは移行しても、この名称を残す意味というか意義、あるいはそれが全体として消費者行政を充実・強化できるのだということをきちんとっておかないと、そう簡単にこれが残るとは言えないのではないかと考えておまして、ちょっと懸念していますので、これについて皆さん方の御意見を伺うことを含めて、ここのことについて何か御意見があれば伺っておきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

各機能の一体性についてはこれから議論いたしますので、それ以前のことで何か御議論ございますか。

阿南委員、お願いします。

阿南委員 名称のことではないのですけれども、すべての機能を維持していくということについて、今、国民生活センターの重要な機能の一つに、相談員さんたちの資格の付与や研修があります。それについては、別の会議体で、今、検討がされているということなのですけれども、ここのところは国に移行するにしても、しないにしても、その機能がど

うなるのかということは非常に重要な関心事になると思いますので、検討する必要があるのではないかと思います。

大森座長 これはちょっと事務方に聞きますけれども、今日の資料にそれに関係したものは入っていますか。今の項目が並んでいますけれども。

服部参事官 資格付与については、入っておりません。

大森座長 研修はあるのだけれども、資格付与、検討しなければいけないでしょうか。丹野さん、どうぞ。

丹野委員 それに関していえば、2 - 8 - 2に、4月に国民生活センターがお出しになった「国民生活センターの考え」の総論の(1)のところにはほんの1行だけ書いてあります。1番目のポツに、「相談、情報の収集・分析」とあって、後ろに「研修・資格認定、ADRといった各機能は、同一組織であることによる機能間の補完・連携、専門家の養成」のこら辺にです。「同一組織という一体性にもとづく信頼性・知名度といった相互補完関係があって活かされる」。そこにこう書いてあって、これ以降に全く触れていないです。

ですから、今、阿南さんがおっしゃったように、国民生活センターの理事長名で付与している消費生活専門相談員という資格について、それは確かに別の検討会が消費者庁の中で走ってはいるのですけれども、それはそうだとすると、国センの一体性というのであれば、資格認定も一体性の範囲に当然入ることを言わば確認するようなことが必要ではないか。

なぜそんなことを申し上げるかということ、資格認定をして資格を取った人に、更に研修というのをやって、専門家の養成スキルアップとして、常に最新の情報を提供するというところに国センは一生懸命努力をしているわけですから、その関係からいっても、この部分は確認をするべきではないかと思っております。

大森座長 別途検討していることと、こちらの関係はどう考えておけばいいですか。私どもとしては、ここで触れることは別に差しさわりのないと思うのですけれども。

川口審議官 資格付与と研修と2点御指摘があったわけですが、研修の機能を維持することについて、特段御懸念がなかったので論点になっていなかったということでございます。

ただ、相互補完性、一体性のところでは当然出てまいりますので、後ほど資料の御説明、御議論があろうかと思いますが、2 - 8 - 1とかに研修というのが出てくるということでございます。

資格制度については、独立行政法人ということで資格を付与することになっておりますので、それは独立行政法人でないところが付与するということになれば、当然に性格が変わりますので、そのところは別途、単に国民生活センターを国に移行するから、だからということではなくて、消費生活相談の充実という観点、質的向上という観点から、別途、法的位置づけという方向での御議論を並行して、たまたま山本座長代理を座長とする検討会で御議論いただいています。そちらはそちらで横目で見ながらということですが、並行

して御議論いただいています。当然、それについてこの場で触れていただけないということはありませんけれども、主たる議論はそちらでされているということでございます。

大森座長 中村委員、どうぞ。

中村委員 相談員資格は別途検討しておられるのはいいのですが、その検討の中で、例えば国センが国へ移行すれば、新規の資格取得者は生じなくなるということをごちゃっと限定的に書かれているのですが、私どもがここで国民生活センターの国への移行の在り方を検討して、今後の組織形態をまだこれから議論しようとしているときに、先にそちらの資格付与の検討の方で、もうがっちりと国センが国へ移行すれば、専門相談員資格の新規資格取得者は生じなくなる、と決めつけている。どうしてそうなるのですか、というところは全く、我々のところもまだ議論していないし、どんな組織形態になるかもわからないのに、資格の検討会でこういうことを先取りされると、ここでの議論が非常にやりにくくなるので、そこら辺はちょっと配慮していただきたいと思います。

大森座長 今のこの意味ですね。正確な意味を教えてください。

山本座長代理、お願いします。

山本座長代理 私はたまたま座長をしておりますので、少し申し上げますと、確かにあちらの検討会の資料の中で、国センが国の機関に移行した場合には、新たに従来の資格を付与することはなくなると記載されています。ただ、その意味は、何も国センが国に移行することだけを理由にしている話ではなくて、むしろあちらの方の検討会で議論しているのは、もっと広く現在の資格付与の、例えば試験の内容であるとか、あるいはそれと研修との関係であるとか、そういった資格付与制度の全体を見ていく。それでいろいろ見ていくと、現在の資格付与制度には細かなところでいろいろ問題があるので、新たな資格の制度が考えられないかという議論をしているわけですし、したがって、確かにあの資料の中では、国センが国に移行することに関連させて新たな資格制度を議論しているような書き方というか、表現がされていたところはあるかと思いますが、そこでは、どちらかというところ現在の資格付与の制度全体を見て、それで新たな資格付与の制度が何か考えられないかという方向で議論している。当然、新たな資格制度ができれば、旧来の資格制度はなくなるという趣旨であって、特にここでの議論と直接結びつけようという意図ではないのではないかと思います。

大森座長 座長がそう言っていますけれども。

中村委員 それだったら、あの表現はやめた方がいいですよ。誤解されますよ。

大森座長 その文章だけ抜き取ると、今、中村さんがおっしゃったような誤解を与える。今、山本さんがおっしゃったことが本来の意味だと思うのです。我々としては、それをテイクノートしておきます。

先に進みたいのですが、それ以外のことでお気づきの点ございますか。よろしいでしょうか。

片山委員、どうぞ。

片山委員 名称の関係です。座長がおっしゃったように、国民生活センターという名前が、現在の国民生活センターのいろいろな機能をきちんと消費者の皆さんに思い描かせるといいますか、イメージをきちんと持たせるという意味で非常に重要だと思います。

特に国民生活センターは、これまで地方の消費者行政のいろいろな支援をしてきていて、これからもいろいろな機能をさらに地方に浸透させる上では、地方の住民、地方の消費者行政を担っている人たちに従前どおりの国民生活センターの機能が存続するということ、あるいはそれと地方の関係を一層充実させるということをしかりと伝えるべきだと思います。地方との関係という意味でも、国民生活センターの機能をきちんとイメージさせる名称を是非とも維持していただきたいと思っています。

大森座長 ありがとうございます。

3ページの(2)の各機能の「一体性」をどのように確保するかということも、もしこの箱の中に何か入れたいという御意見があれば伺っておきたいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

お気づきのことがあれば出していただくとしたしまして、先回、足立さんから問題提起をいただいている一層の「充実」から「消費者行政全体の体制強化」に関して、足立さんから御説明がございましたら、そこに入りたいと思いますが、足立さんからもう一回簡単に振り返ってもらえますか。

足立委員 前回の検討会で少し御報告いたしましたので、本日はその内容をかいつまんで申し上げたいと思います。

資料は3-1でございます。まず、国へ移行する国民生活センターの機能の充実をどのようにして実現するかという点につきましては、1つには、相談・あっせん・ADRの機能について、直接に相談を受ける窓口を維持した上で地方との連携を強化する必要があるということを申し上げました。

具体的には、地方を国セン、ひいては国としての情報収集の拠点と位置づけ、地方との情報のパイプを太くすることや、困難案件の共同処理・移送の拡充、地方のブロック単位での研修の充実、更には、いわゆるトラブル110番事業の全国展開など、これまで以上に国と地方が一体感のある取組みを進めることが必要だと考えています。

情報収集・発信の機能につきましては、消費者安全法に基づく事故情報の集約や発信を国民生活センターに一元化するとともに、安全法14条に基づいて事業者等に調査を求める権限も付与できるのではないかと申し上げました。また、国民生活センターが行う原因究明テストや地方への技術的なアドバイスは、我々地方の消費生活相談に不可欠な機能ですので、維持・継続が必要だと考えます。

なお、前回は申し上げませんでしたけれども、安全法の対象を財産分野の事故に拡大する法改正が実現した際には、特に詐偽まがいの投資詐偽に関して、法に基づく迅速な事業者名公表が必要だと思います。この点の考え方につきましては、また機会があれば発言を

させていただきたいと思います。

次に、国への移行をどのように「消費者行政全体の体制強化」につなげるかについては、すべての省庁において、消費者の視点を持った行政のパラダイムの転換を図るため、国民生活センターの職員を幅広い分野で、政策決定権限を与える形で配置する必要があると思います。これはまた、国民生活センターの職員にとっても計画決定のノウハウを学び、政策提言の内容の充実にもつながると思います。

また、国への移行を考える際には、国民生活センターでの被害把握から、国としての政策決定までのプロセスの迅速化を図るという点に配慮が必要です。この点につきましては、特に国民生活センターの情報収集力向上に期待するところとして、先ほど申し上げましたような事業者に対する調査や、資料提出要求などを法的に位置づけることなどが重要だと思っています。

最後に、これまでに国民生活センターが築いてきた消費者教育、啓発のノウハウを生かして、人材育成の拠点として機能の拡充につなげる必要があるということも申し上げました。

以上です。

大森座長 ありがとうございます。

資料2 - 10 をあけていただけますか。「消費者庁及び国民生活センターの情報の収集・分析・提供について」、消費者庁と国民生活センターとなっております。一応、ここは収集・分析・情報提供と少し内容が違うのですが、絵でいうとダブルトラックになっているのです。足立さんの御提案は、この表でいうと、できるだけ消費者庁の権限を国民生活センターに集約したらどうかという御意見と伺っていますか。

足立委員 はい。

大森座長 そういうふうに考えていいですか。

足立委員 はい。

大森座長 というような御提言でして、これは大切なことを含んでいますので、皆様方の御意見を伺いたいと思います。

丹野さん、どうぞ。

丹野委員 足立委員のおつくりになったこのペーパーでいう、国民生活センターに事故情報等を集約する。消費者向けの事故情報の発信は国民生活センターに一元化というのは、賛成でございます。基本的に情報発信というのは、現場である国民生活センターが一番持っているものであり、随時発信しやすい立場にあるので、できれば情報の発信元をダブルトラックにしないで、一つの方へ集約をして、その情報は当然、消費者庁へ上がっていくから、消費者庁はそれをもって、更に法執行につなげる。言わば、イエローカードは全部国民生活センターが出しますよ、法執行のレッドカードは消費者庁が出しますよという役割分担もある程度明瞭にしていってもよろしいのではないのかとっております。

大森座長 この点、ほかの方はいかがでしょうか。



橋本委員、どうぞ。

橋本委員 足立委員のことによると、例えば重大製品の事故報告というのは、今、速やかに消費者庁の方に出すというふうになってはいますが、日ごろはPI0-NETの報告でもいいですよというふうになっているのですが、重大事故に関してはそれだけでは不備で、即、消費者庁にということなのですから、それも一元化されるということであれば、現場も非常にやりやすいのではないかと思いますし、それから、情報の方もPI0-NETの事故情報であるとか、消費者庁のいろいろな注意喚起とか、そういうのも一本化されてくると現場でも検索等しやすいのではないかと思いますので、是非これは進めていくべきではないかと思っております。

以上です。

大森座長 ありがとうございます。

片山さん、どうぞ。

片山委員 特に消費者への情報発信については、今、消費者安全専門調査会でも、注意喚起情報の発信の在り方というところを検討しています。そこで、現状をいろいろ聞いていて思うのは、消費者庁と各地の消費生活センターとの連携がうまくとれていなくて、事故情報の内容によっては各地のセンターに発信されるものもあるが、必ずしもそれがルール化されていない状況にあると聞いています。

やはり、各地の消費者に隔々まで注意喚起情報を届けようということになると、各地の消費生活センターなど地方消費者行政との連携が非常に大事ですし、地方の消費者行政との連携は国民生活センターがすでに十分実績をお持ちですから、特に注意喚起情報等の情報発信については、是非とも国民生活センターへの一元化を考えていくのが良いと思います。

大森座長 足立さん、どうぞ。

足立委員 加えてで申し訳ないですが、今、ごらんになっていただいている2-10の資料で、最終形が情報提供にとどまっているのですが、上段にあります消費生活用製品安全法とか、消費者安全法に基づく事故情報の通知をいただいた内容が、アウトプットとしている情報提供の内容というのが果たしてこれで十分かというのを常に思っています。一消費者の立場に立ってこの情報を見たときに、果たして本当にこの内容が危険だと、この製品のこの使い方ですぐ事故が起こる可能性があるということを知って、消費者が次の行動がとれるかということ、そうではないような気がするのです。

むしろ本当に重要なのは、情報提供にとどまらずに、これを受けて、消費者にわかりやすい形でもっと情報発信していくことが重要だと思うのですが、今、その機能を果たしているのは、大部分が国民生活センターであるということですので、情報提供の内容については、是非国民生活センターが適宜情報発信されているような内容で続けていただきたいと思っておりますし、上段の内容についても、情報の利用状況といったものを調査して、検証して、より効果的な情報提供の在り方というのは再検討する必要があるのではないかと

と思っています。

大森座長 室町委員、どうぞ。

室町委員 足立委員のお話の中で、国民生活センターの職員の皆さんが政策決定のノウハウを学ぶ、政策提言の内容を充実させるというお話でございましたけれども、非常に重要な重たい話だろうなという感じがいたしております。

国民生活センターの位置づけというのは今後の議論になりますけれども、施設等機関、あるいは審議会等の機関、あるいは特別の機関、いろいろな選択肢があろうかと思えますけれども、それと消費者庁のプロパー職員の強化・充実という内容といろいろコンフリクトが出てきてしまうという形がございまして、法執行機関の話と相談・あっせん、ADRをどういうふうにしてファイアウォール等を設けるのか、そういうこともいろいろ混乱を来すような御提言であると思えます。政策決定のノウハウを学ぶというのは、単に国民生活センターの職員の皆さんのキャリアパスとしてそういうことを学ぶべきとおっしゃっているのか、それとも実際に政策提言のサポートとして消費者庁の現在の法執行機関の職員の強化という形で充てるのか、その辺のお考えをお聞きしたいです。

大森座長 足立委員、お願いします。

足立委員 前回の報告の中で、国民生活センターの職員の配置先として法執行機関もあるのではないかと、消費者委員会もあるのではないかといろいろなことを申し上げましたけれども、そもそも国民生活センターの職員を中枢部分に配置すべきだということについては、一方で国民生活センターが仮にどこか国の機関と一緒になった場合、それだけで従来あった機関のパラダイムの転換というか、消費者の視点に立ったものの考え方への転換がスムーズにいくかということを見ると、かなり時間的なロスがあると思えます。であれば、国民生活センターで培ってきた職員のノウハウを直接中枢部に入れることで組織全体の改革になるのではないかという点が1つです。

一方で、中枢部分に行った国民生活センターの職員というのは、我々は地方しか経験がありませんけれども、行政の施策として、例えば効果的な在り方を検討して予算を獲得するまでの作業とか、最終的にいろいろな省庁との関係を整理して具体的な政策に持っていくというあたりまでの経験は、恐らく国民生活センターの職員はないと思えますので、一方でそういったことを学びながら、最終的には今までの経験を生かしたい政策立案ができるのではないかと、一石二鳥といいますか、同時に進める必要があるのではないかと、いう趣旨です。

大森座長 そういう御趣旨だそうです。よろしいでしょうか。

山本座長代理 1つよろしいですか。足立委員に1つ確認をしたいのですが、資料2-10で申しますと、収集・分析・情報提供のすべてについて、国民生活センターの方に一元化をすべきであるという御意見なのではないでしょうか。それとも、例えば情報提供に関して、公表、注意喚起・公表、情報提供・公表というふうに3つありますけれども、これを場合によっては消費者庁の役割と国民生活センターの役割と分けるといったようなことなのか、

あるいは収集・分析に関して、消費者庁と国民生活センターが共同してやるということなのか、もう少し具体的に説明をしていただけないでしょうか。

大森座長 足立委員、お願いします。

足立委員 1つには、マンパワーの問題もあると思いますけれども、私が申し上げたかったのは、先ほどの繰り返しになるかもしれませんが、単にこうした事故がありましたという情報提供でとどまるだけでは消費者の被害防止にはつながらないと思いますので、国民生活センターがやってきたような、より消費者にわかりやすいような形での情報提供の在り方を進めるべきだというのが1つ。

もう一つは、その起こった事故について、例えば関係省庁に対して、その業界団体に対して改善を求めるような措置を関係省庁からとってくれというような要請をするという部分については、消費者庁が主体となってやるべきである。ですから、その過程で、今、先生がおっしゃったような情報収集・分析について、国民生活センターに一元化すべきなのか、一定の部分については、消費者庁と国民生活センターとの共管にすべきかというのは、もう少し検討する余地はあるのではないかと。

山本座長代理 そうすると、確かに情報の分析とか収集がばらばらに行われるのが、余り実効的でも、あるいは効率的でもないもので、そこを協力してやりましょうというところまでは確実な御提言としてあって、それ以後、更に細かく、この機能はどちらが担うかというところについてはもう少し検討する必要があるという御趣旨と伺ってよろしいでしょうか。

足立委員 それは、情報収集・分析の機能ということですか。私が申し上げていたのは、アウトプットの部分での機能をしっかりと果たすべきだということですか。

山本座長代理 そのアウトプットの部分について、すべて国民生活センターがやるべきだというお話なのか、あるいは、そこはもう少し考える必要があるというお話なのか。

足立委員 アウトプットの1つには、消費者向けの情報提供としてこの情報を使うべきだということが1つと、関係省庁を通じて、そういう事故の再発防止のために事業者の方への注意喚起を関係省庁からやっていただくという行政内部の、いわゆる司令塔機能に近いようなものだと思うのですけれども、そういった機能と2つの使い道があるので、そこに生かすために情報収集・分析を、私は、今は国民生活センターに一元化したらどうだという提案をしていますけれども、場合によったら共同で分析する部分があるのかもしれない。

大森座長 司令塔が動くときと、今のお話は、消費者センターが一貫してこの仕事をやりながら、場合によったら消費者庁と国民生活センターを併記することによって意味を強調することもあり得るし、多分、今の話は、司令塔の機能をどうふうに維持・発展させるかということも関係しているのですね。

山口消費者委員会委員長代理 分けて考える必要があると思うのです。取引分野の問題と安全分野の問題と分けて考えないと、一緒に考えると現在の実態とそぐわないのではな

いかと思うのです。

私は、取引分野については、政策提言まで含めてどこまでできるのかという問題がありますが、国民生活センターでできると思います。しかし、安全分野については、例えば病院からの事故情報、あるいは保健所その他の関係からの事故情報、学校からの事故情報等をいろいろと整理しないとイケない。国民生活センターにそのような情報が集まって、それを分析してやるという体制が、今の国センを前提にする限り、無理ではないかと思いません。

今、消費者庁でも大変な苦勞をして事故情報を集めて分析して公表されているわけですが、それを両方で一緒にやるというのも非効率的ですから、よほどきちんと分けていきませんかとうまく回らないのでないか。

例えば、美容・医療エステなどでさまざまな事故が起こっていますけれども、国民生活センターでも一定の集約はされているわけですが、今の体制でいいのか、どちらかにきちんと分けた方がいいのではないか。

同じ問題は、現実には起こっています。例えば脱法ハーブの事件などで、さまざまな事故が起こっているわけですが、恐らくこれは消費者庁にも国民生活センターにも情報は集まっていないのではないかと思います。厚労省にも集まっていません。マスコミが流しているだけで対策は十分とられていないという実情がございまして、この辺は、単にどちらに集めるかということではなくて、より効率的に集めて分析して政策に生かしていくためにどうすればいいのかという、もう少し掘り下げた議論がないと、どちらがいいという単純な議論ではないと思います。

大森座長 なるほど。

次へ行きましょう。今のことと関係ありますけれども、国民生活センターの各機能の一体性をどのように確保するかというのが、この前も御紹介がございましたけれども、昨年末の政務三役の御判断では、国民生活センターの各機能については、そのすべてを維持して基本的に一体性を確保するということになっていますので、現在、国民生活センターの一体性はどういうふう確保されていて、どこが問題点なのかということについて議論しなければなりません。

それでは、まず、理事長から現状についてざっとお話ししていただきませんか。

野々山国民生活センター理事長 資料2-8-1と2-8-2に基づいて御説明をいたします。

まず、資料2-8-2をごらんください。これは、昨年4月、1年前のタスクフォースのときに出した資料です。「総論」のところを見ていただきますと、相互補完性と一体性がなぜ必要かということが書かれております。1つは、総論の(1)で、当センターの各機能には、相談、情報収集・分析、あるいは、商品テスト、研修、その他いろいろあるわけですが、そういう各機能が同一組織にあることによる機能間の補完・連携関係があるということ、それから、専門家の養成ということでも意味を持っているということ、それが

ら、先ほど名称のことが出ましたけれども、信頼性・知名度といった関係でも相互補完性があるということが挙げられます。

2つ目には、私どもは地方の消費生活相談窓口への支援をしているわけですが、これをワンストップサービスでやっている。というのは、当センターは、40年の歴史の中で、地方自治体から必要とされた機能を実施してきた、こういう歴史があります。自治体のニーズに基づく各種の地方消費者行政メニューをつくり上げていったということであり、ワンストップの形での地方支援をしている、そういう意味での一体性というものが今後の地方支援でも必要であると考えているところであります。

相互補完性などが具体的にどういう形で行われているかにつきましては、資料2-8-1を見ていただきたいと思います。そこには、先ほど指摘された総論的なものを3つほど書いております。1つは、各機能が双方向に一体となって実際に活用されているということであり、2つ目には、国民生活センターのブランド力が各業務のそれぞれに信頼の根拠となっている。特にADRは新規事業でありますけれども、それまでの相談、あるいは商品テスト、研修、情報発信等の信頼性が、ADRが現在活発に活用されている一つの原因になっていると考えております。

もう一つは、職員の人事異動を通じまして、各業務を経験して得た知見を別の業務で活用している。特に相談、あるいは商品テストという現場で培った経験が他の業務でも役に立っているということであり、

個別にお話をいたします。まず、相談と相談情報の収集・管理では、まず相談から見ますと、PIO-NETデータが正確・迅速に把握して分析されていることから、PIO-NETの相談情報を相談には機能的に使っている。経由相談と直接の相談も含めまして、相談、注意喚起に活用しているということであり、

それから、相談情報の収集・管理の方も、PIO-NETの機能をきちんと各地のセンターの方につかんでもらうため管理・運用するには、相談・あっせんがどのような形になっているか。現在、どういう状況があるか、あるいはどういう不都合があるかということについて、相談現場の知見というのも必要になってくる。いわゆる相談・あっせんに役立つ形での収集・管理が必要になってくるわけでありまして、その意味で相談の各機能がPIO-NETの運営に不可欠になっているということであり、

それから、相談と商品テストの関係に移りますと、相談には取引だけではなく製品に関する相談も入ってくるわけであり、そういうものに関して商品テストにおける知見、専門的知見がすぐに役立っているということであり、

それから、商品テストの方は、依頼テスト、あるいは商品群テストによる注意喚起、あるいは被害に関する注意喚起をしているわけですが、これは相談のところにどんな情報が入ってきたかということが非常に重要になってきております。「茶のしずく」でも、相談の方に入ってきた情報と商品テストに入ってきた情報を活用して、さまざまな情報発信等をしていったということであり、

商品テストと相談情報の収集・管理の関係を見ていただきますと、商品テストは危害情報の発信、あるいは商品テストの中でどのようなものを商品群テストとして注意喚起のために行うかということにつきまして、PIO-NET データをより正確・迅速に把握・分析して、役立てております。

それから、相談情報の収集・管理の方も、商品テストの知見を活用して PIO-NET の運営に役立てる。特に製品に関する相談に対して対応できるようなシステムにしていく、あるいはそういう情報を収集するのにどうしたらいいかということについても知見を共有しているということでもあります。

それから、相談情報の収集・管理と ADR でありますけれども、この ADR というのは、基本的にはかなり独立性が強くて判断経過や内容は非公開ということがありますので、若干ほかのところとは趣を異にしておりますけれども、ADR は解決を図っていく上では、勿論 PIO-NET を活用しているということでもあります。当該事案の正確な内容を把握するなど、ADR の解決についても役立たせています。

それから、相談情報につきましても、どのような相談があるのか、現状の相談の状況、そういうものも相談・あっせん処理の内容を ADR の紛争解決にも役立てているということでもあります。

商品テストも同様であります。ADR については製品の問題もありますので、それについては商品テストの知見を役立てているということでもあります。

それから、商品テストと研修の関係は、商品テストの担当者が専門分野に基づいて研修の講師をしているということでもあります。これは相談も同じでありまして、相談の担当者が専門分野に応じて研修の講師になったり、あるいは相談の場合では、現場の情報・知見を研修の企画立案に活用するケースは、こういう相談のところから事例をあげてもらって研修を行うということでもあります。

それから、研修ではテキストの作成や巡回指導訪問等を行っておりまして、そういうテキストや訪問によって得られる情報を相談の方に役立たせるということがあります。また相談担当者が研修に参加したりということもあります。

相談情報収集と研修の関係では、研修では PIO-NET のデータについて、今、何が問題となっているかについての情報を把握しながら研修の企画立案に活用しているということでもあります。

以上です。

大森座長 今、御説明がございましたので、全体として国民生活センターの現状について何か御質問があれば承って、どうすればいいかについては組織形態とも連動しますので、後ほど検討に入りますので、とりあえず現状について何か御疑問があれば出していただきたいと思います。

中村委員、どうぞ。

中村委員 一体性を確保するということは、タスクフォースでも検証会議でも、昨年暮

れの大臣会見でも言われていることなので、ここは皆さん一致していると思うのですが、今の御報告の中に、一体性の要素の一つに、例えば直接相談のことが出てきたり、研修のことが出てくるのですが、残念ながら直接相談は廃止され、研修施設も廃止され、ということになって、そして、今また資格付与制度まで国民生活センターから取り上げられようとしているということになると、現状の一体性から見ると、非常に御不便を感じておられるのではないかと思うので、そこら辺、率直に言っていただいて、当初はもともと国会で言われていたように、国民生活センターが3年前の状態でもむしろ充実・強化すべきであるという視点だったのですが、その後、この3年間の間に変わったところが、直接相談の廃止、研修施設の廃止、そして今、資格付与制度の見直しという状況に至って、更にはADRについても別のところでもいいのではないかという議論まで行っているのですが、理事長が言っておられる一体性からして、現状というのはどう見ておられるのかお話しいただきたいと思います。

大森座長 よろしいですか。

野々山国民生活センター理事長 現状としては、従来型の直接相談がないということ、それから、施設を研修施設として使えないことが現状です。あとの、資格の問題、今後の組織の問題は検討中のこれからの話であるので、現状という意味での議論はできないと思っています。

まず、直接相談の廃止の影響は当然ありました。廃止した直後は、直接、国民生活センターのところに入ってくる相談はありませんし、平日バックアップ相談を開始しても月数十件という状況でありまして、それによって情報の質というものが衰えたことは間違いないです。特にあっせん等を行えないので、事業者との関係で得られる情報の収集、例えば、事業者サイドの資料、あるいは事業者サイドの対応がどうなのかということについての把握が非常に衰えたことがあります。ただ、前回にも申し上げましたけれども、直接の相談というものについて増やさなかったらいけないということで、その努力をしてきたところでもあります。

1つは、先ほど言った平日バックアップ相談というものをやりまして、これが今では、月に二百五、六十件で、年間3,000件ぐらいになるということと、重要な問題については110番をやって一定のフォローをしてきているところであります。

ですから、一定の母数の、直接の相談というものは必要だということを考えておりまして、そのやり方はいろいろ工夫してやっていかなければいけないと思っております。そういう意味では、いわゆる一体性の中で直接消費者から聞く相談が必要だということは間違いない、一つの重要な要素であると私は認識しております。

中村委員 研修施設は。

野々山国民生活センター理事長 研修につきましては、施設としては廃止されておりますけれども、研修自体はさまざまな工夫をして、より充実させるためにやっているということでもありますので、研修の中身がこれで衰えるなら問題がありますけれども、現時点で

は、便利か便利でないかと言われたら自前の研修施設があれば、便利ですけども、ただ、それはそれで質を落とさず、むしろ向上させるための工夫をさせてもらっているというところでもあります。

大森座長 阿南さん、どうぞ。

阿南委員 現状についてですけども、国民生活センターが直接相談をすることによって、職員の現場感覚というのですか、消費者目線の涵養という意味で非常に重要だということはずっと言われてきているのですけれども、今までに地方に国民生活センターの職員が出かけて行って、その地方の消費生活センターで研修をすとか、そういうふうにして自分の感覚を磨くということをやってきたのかどうかということと、それができなかったとすれば、なぜそうだったのかということ、問題はどこにあったのかということをお聞きしたいのです。

といいますのも、ここにありますのは、あくまでも国民生活センターは、研修会の講師みたいな形で、教える側になっています。しかし、地方の現場に直接行った方が学ぶことがすごく大きいと思いますし、連携がもっととれると思うのですけれども、そこについてお聞かせいただきたいと思います。

野々山国民生活センター理事長 いわゆる研修という形で、当センターの職員が研修受講生という形で各地の自治体へ行くということはそんなないと理解しています。ただ、別の機会でさまざまな個別の案件の処理のときに地方の状態がどうなのかということで交流をしたりすることはありますし、定期的には所長会議とかセンター長会議とか、または、各地の地方自治体へ行っているブロック会議で連携をやっていくということでもあります。

あと、おっしゃっているのは人事交流ということでしょうか。これはやったことはないです。なぜやっていないのかということについては、私は今、即答はできません。

以上です。

大森座長 阿南さん、よろしいですか。

阿南委員 現状はわかりました。

大森座長 畠中さん、どうぞ。

畠中委員 野々山理事長に御質問ですけども、この一体性のところですが、矢印がいっぱいあって大変結構だと思いますが、野々山理事長は場所も一体でなければいけないと考えておられるのかどうかということをお聞きしたい。私は、機能的に一体であれば、場所は別でもいいのではないかと、思っているのです。

野々山国民生活センター理事長 それはなかなか難しい問題ですけども、基本的には機能的な一体が重視されるべきだと思っております。商品テストなどは別の場所にありますので、またこれまでは研修も別の場所にありました。ですから、そういう意味での機能的なものがベースになるだろうと思っております。

畠中委員 どうもありがとうございました。

大森座長 組織形態の方に入りたいのですけれども、よろしいでしょうか。



組織形態の議論をしていただくためには、従来の議論とどういうことが考えられるかということについて説明をしていただかないといけませんので、事務方から資料4について説明していただいた後、議論に入りましょうか。お願いします。

服部参事官 資料4-1から御説明させていただきます。これは、論点の2の(1)「組織形態として、内部部局、附属機関(審議会等、施設等機関、特別の機関)のどれがふさわしいか・それぞれの特徴は何か・組み合わせることは考えられるか」に対応した資料でございます。項目として左から組織形態、今申し上げた内部部局以下を掲載しております。

それから、畠中委員の御説明に基づきまして、国の行政組織の設計に関する基本的な考え方、それから、一番右端でございますが、国民生活センターの国への移管に当たっての留意事項というものをまとめております。

まず、組織形態、「内部部局」、「附属機関」と書いておりますが、少しイメージを持っていただきたいと思います。

次の資料4-2を見ていただければと思います。これは、内閣府本府、消費者委員会、消費者庁の組織図をまとめております。1ページ目が内閣府本府でございますが、内部部局といった場合、大臣官房、政策統括官、賞勲局、男女共同参画局、このほかに、1ページおめくりいただきますと、中ほど左に沖縄振興局がございます。

それから、附属機関は3つカテゴリーがございますが、1点目の審議会等でございます。真ん中部分、民間資金等活用事業推進委員会がございまして、それ以降、国会等移転審議会、一番右のところ、統計委員会から沖縄振興審議会まで。私どもに関連するものとしたしましては、食品安全委員会、消費者委員会というものがございます。

それから、施設等機関でございますが、内閣府に2つございます。右から2番目の列の一番上の欄、経済社会総合研究所、迎賓館でございます。

それから、その下に北方対策本部から原子力立地会議まで、特別の機関が内閣府に置かれております。関連するものとしたしましては、消費者政策会議がございます。

1ページおめくりいただきますと、審議会等に分類されます消費者委員会の組織図でございます。委員長、委員のほかに事務局があるということ。

それから、もう1ページおめくりいただきますと、今度は消費者庁でございまして、内閣府の外局、公正取引委員会等と並ぶものでございまして、内部部局というもので、こうした課とかがございます。

また資料4-1にお戻りいただきたいと思います。まず、内部部局でございますが、「基本的な考え方」といたしまして、府・省の内部部局は、主として政策の企画立案に関する機能を担う。「留意事項」といたしまして、国民生活センターは、主として政策の実施に関する機能を担っていると思われるので、明朝体の部分は事務局の補足部分でございますが、「移行先として、内閣府の」内部部局は適当ではないのではないかと。消費者庁は、内閣府の外局。

審議会等でございますが、「基本的な考え方」につきまして、合議制の機関。基本的に、行政の実施的側面が強い事務を担うことはない。事務局は、委員会の審議に必要な事項しか扱えない。「留意事項」でございますが、消費者委員会について、審議会等に当てはまる。消費者委員会には、施設等機関や特別の機関を置くことができない。これは後ろにつけておりますが、内閣府設置法に基づくものでございます。それから、消費者委員会が提言機能や監視機能のほかに、国民生活センターのような実施機能を担うのは適当ではないのではないか。ADRについては、議論はあり得るというものでございました。

次に、施設等機関でございます。府省及びその外局に、試験研究機関、検査検定機関、文教研修施設、医療更生施設、矯正収容施設又は作業施設が置かれる場合、施設等機関とする。施設等機関は、施設がまずあって、その施設で行われる事務が中心。企画立案より実施的側面の強い事務が中心というものでございます。「留意事項」といたしまして、センターを消費者庁の施設等機関とすることは考えられる。センターが実施している事務をすべて施設等機関で実施することが適当かどうかは議論があり得る。

最後に、特別の機関でございます。内部部局、審議会等、施設等機関、地方支分部局のいずれにも分類されないものであり、府省及びその外局に、法律により設置される。「留意事項」につきましては、現在、センターが実施している事務が施設等機関のいずれの類型にも当てはまらないと考えられる場合、法律によって、消費者庁に特別の機関として置くことが考えられるが、特にそのような考え方をとらなければならない必要性を説明する必要があるというものでございます。

次に、資料4-3を見ていただければと思います。これは、国民生活センターの各機能の分配に関し考えられる選択肢の例でございます。

(注)の1にもございますように、本資料で示しているもののほか、内部部局、附属機関といった組織形態を組み合わせることにより、さまざまな選択肢がありえますが、その一部ということで例示をさせていただいております。

まず、ADRのところだけ別の行になっておりますが、注2、国への移行後も引き続き現行の独立行政法人センターのADRの仕組み(合議制の機関による対応、同機関の職権行使の独立性の担保)を継承するためには、審議会等を新設するか、あるいは既存の審議会等にADR機能を担わせることが考えられるということで、右の欄、基本的に「審議会等」としております。

こうした上で、A案につきましては、相談から商品テストについては内部部局、ADRを審議会等にしております。

それから、B案につきましては、相談から商品テストを内部部局と施設等機関(または特別の機関)との組み合わせという形にしております。この場合、注3でございますが、内部部局や施設等機関、特別の機関に審議会等を設置することはできない。また、現存する施設等機関のうち、その所掌事務上、当該機関が明示的に審議会等の事務局機能を担っているものは見当たりませんでした。このため、事務局を内部部局としております。

それから、C案でございますが、相談から商品テストを施設等機関としております。

次に、D案でございますが、相談から商品テストのところを特別の機関にしております。このD案に関して、注4でございますが、特別の機関に、法律により、審議会そのものではございませんが、合議制の機関を置いている例がございました。ただし、この機関がADRを担っている例ではございませんが、こうした合議制の機関を置いている例がございましたので、このADRのところ「特別の機関」というものも追記させていただいております。

続けて資料を御説明させていただきたいと思っております。

次の資料4-4、4-5についてでございます。これは、論点の2の(2)「次の移管先それぞれについて、どのようなことが期待できるのか。想定される課題を解決し、期待を実現するために、どのような工夫(法制度や運用上の工夫など)ができるか。内閣府本府 消費者委員会 消費者庁」に対応する資料でございます。

まず、資料4-4でございますが、これら3つの組織につきまして、権能、予算、職員数をまとめております。

まず、権能につきまして、本府では、基本的な政策の企画・立案・総合調整。委員会では、自ら調査審議し、建議。諮問に応じ、調査審議。内閣総理大臣に対する勧告。消費者庁につきましては、基本的な政策の企画・立案・推進。関係行政機関の事務の調整。措置要求。個別法の運用。附属機関といたしまして、本府では、消費者政策会議、消費者庁は、この会議の庶務を行っております。

予算につきましては、内閣府本府全体では1兆円超でございます。委員会につきましては、この中の2.7億円。消費者庁につきましては93.4億円、国民生活センターの運営費交付金28.1億円を含んでおります。

職員数でございますが、定員ベースで、本府で2,300名程度。消費者委員会事務局、常勤11名、非常勤16名。消費者庁の場合、常勤262名、非常勤163名でございます。

国民生活センターの職員数は、一番下でございますが、常勤122名、非常勤121名、部ごとの内訳は、この表のとおりでございます。常勤、非常勤別に掲載させていただいております。

それから、資料4-5でございます。移管先に関する検討会でのこれまでの議論ということでもとめさせていただいております。「凡例」にございますように、「委員」は本検討会において委員より示されたもの。「ヒアリング」と書いておりますのは、本検討会で実施したヒアリングにおいて示されたものでございます。

移管先として、内閣府のほかに消費者委員会、消費者庁についてまとめております。

さまざまな期待、課題、工夫があるかと思っておりますが、是非議論を広げていただければと思います。

まず、内閣府の本府でございますが、「期待」については、議事録等を精査いたしましたけれども、該当する部分が見当たりませんでした。是非御議論をしていただければと思います。

「課題」でございますが、消費者庁設立時の経緯ということに関連しまして、内閣府から消費者行政に係る分担管理事務をすべて切り出して消費者庁を設立した経緯に反するのではないかと。役割分担といたしまして、内閣府本府が政策の実施機能を担い、外局である消費者庁が政策の企画立案機能を担うこととする必要性の説明がかなり難しいのではないだろうか。外局である消費者庁と並立することとなり、その必要性の説明や所掌事務の切り分けがかなり難しいのではないかとということでございます。

これら「課題に対する工夫」でございますが、こちらの方も見当たりませんでした。是非御議論を賜れればと思っております。

1ページおめぐりいただきまして、次に消費者委員会に関するものでございます。

「期待」につきまして、国民生活センターは消費者委員会と類似・共通の機能がある。一体化して、全省庁に対して提言・勧告もできるという形はどうだろうか。

「課題」につきまして、「組織上の限界」といたしまして、消費者委員会は審議会等であり、国民生活センターのような実施機能を担うのは適当ではない。これにつきましては、「工夫」といたしまして、ADRについては、議論はあり得るのではないかというお話がございました。「課題」の2番目でございますが、消費者委員会には、施設等機関や特別の機関は置くことができない。これに対する「工夫」といたしまして、消費者委員会を3条委員会とすることも考えられるというものでございます。「課題」のところに書いておりますが、消費者委員会を3条委員会に改組する場合、消費者庁設立に向けた検討の際に、消費者庁という独立官庁型の組織形態をとることとした経緯に反するのではないかという御指摘がございました。

3ページ目以下が消費者庁に関するものでございます。

まず、「期待」を上の方から説明させていただきます。今までの経緯を踏まえると、消費者庁に移管するのが自然ではないか。消費者庁、消費者委員会、国民生活センターが一体となり、一定の規模をもって消費者行政を推進・運用するのが一番効果的であり、効率的。司令塔機能を発揮するためには現場が必要。相談現場、法執行、審議会など一元化されるべきものが分かれており、現在困難な状況にあるのではないかと。司令塔に「現場」を取り込むべき。それから、国における一体化した消費者行政の司令塔の機能と、地方の現場からの消費者の声が届く連携・協力のネットワークの創出がかぎになるというものでございます。

次に「課題」でございます。「業務運営の独立性」ということに関しまして、どういう人が来ても国民生活センターの独立性、柔軟性がきっちり保たれていればいいが、消費者庁が考えていることと違うことをしたときに、人事権を持っているところで抑えられてしまう心配があるのではないかと。これについての「工夫」でございますが、まず「法制度面」。内部部局ではなく、施設等機関や特別の機関といったように形式を分けておくことで、一定の独立性を担保することが考えられる。職務執行の独立性を法的に担保することも考えられる。次に「運用面」でございます。場所を離すなど、法制度を超えたところで独立性

をアピールする工夫の仕方もある。国への移行後において、柔軟性、機動性が確保されていることをチェックするため、消費者委員会等外部からの監視、検証がなされることが重要というものでございます。

「課題」のところでございますが、仮に消費者庁に一元化される場合には、国民生活センターに蓄積されたノウハウを活用する体制をつくってほしいというものでございます。「運用面」につきまして、財産事案の情報分析・提供業務に係る試行の中で、消費者政策検討会議を開催し、国民生活センターとともに制度改正などについて検討という御説明がございました。

1ページおめくりいただきまして、「課題」でございます。「適切な組織形態の選択」に関連しまして、国民生活センターを消費者庁の施設等機関とする場合、現在センターが実施している事務をすべて施設等機関で実施することが適当かどうか議論があり得る。相談を担当する機関ないし組織、ADRを担当する機関ないし組織、行政処分を担当する機関ないし組織は、それぞれ分けることが望ましいという御指摘がございました。

「工夫」でございますが、「法制度面」といたしまして、法律によって、消費者庁に特別の機関として置くことが考えられる。内部部局で行政処分に関する事務を行い、相談・あっせん、ADR等を行う特別の機関を置き、更に消費者庁による指揮監督を制限する制度をとることが考えられる。

これらのほかに、課題がさまざまあるかと思しますので、是非御議論を広げていただければありがたいと思います。よろしく願いいたします。

中村委員 済みません。進行についてなのですが、先ほど、一体性の議論のときに国センからの説明があって、それに対する質問をということで限定されたので、まだだれも意見を言っていないような気がするのですが。

大森座長 この段階で議論を含めてくださっていいです。

中村委員 ここと一緒にですか。

大森座長 はい。組織形態とか移管先のようなことを含めて議論していただいて結構です。

中村委員 では、よろしいですか。

大森座長 どうぞ。

中村委員 先ほど、一体性のところについては、タスク、検証会議、大臣会見で既に一体的な機能の維持ということは確認されているので、これはもう争いがないことだろうと思っているのですが、その中で国センの説明を聞くと、直接相談の廃止によって機能が低下したとか、あるいは研修施設の廃止によって不便を感じているとかという意見がありました。この際、私は、やはり3年前の国会で言われていたように、国民生活センターの持っているすべての機能をもう少し充実・強化するというをまず一遍やってみるという時期なのだろうと思うのです。ところが、この間、直接相談とか研修施設が廃止になっている。では、これをもう一回国センに戻して復活させた上で充実・強化をしばらくやって

みるというのが今の時期だろうと思うのです。その上でないと、何か1つ2つ羽根をもぎ取られた状態で、これをどこかへくっつけましょうという議論をしても、何か片肺飛行をやっているようで、今後の消費者行政を考えると余りうまい方法ではないのではないかなと思うのです。ですから、やはり今の段階は、まず、国センが当初期待されたすべての機能について充実・強化をする。直接相談も研修施設の廃止ももう一回戻して、そこをまずやるのが今の時期だろうと思います。その先にどこに移行するのがいいのかなどうかを含めて議論すべきだろうと思っております。

大森座長 ちょっと伺いますけれども、そうすると、直接相談については御説明がありまして、これは直接相談と言っていないけれども、センターはそれにかわるものを実施しているのです。ただ、直接相談という言い方をやめてしまったのです。私は愚かしくやめたと思っているのですけれども、でも、1つはやっていないわけではない。

もう一つ、研修施設、施設そのものは廃止したのですけれども、研修機能が行われてなくて、中村さんの御意見だと、この2つを戻さない限り、今回の移行は考えるべきではない時期だという御意見でしょうか。どういう御意見なのか。

中村委員 勿論そうなのです。今はまず、しっかりと充実・強化をする期間。それがまだ、不履行状態が今日の立法後3年後の現状だろうと認識しているので、そういう意見を申し上げたわけです。その先で、更に将来的に見てどうあるべきかというのは、もともと国会の附則や附帯決議でも言われているので、それはそれでやはり議論をしておかなければいけないことだろうと思っています。

大森座長 そうすると、仮に今の御意見で、相談機能という言い方の話だと思うのですけれども、国民生活センターが担ってきた相談的な機能を強化し、研修についてもより一層できるようなことを含めて、今回こういう組織形態でこういうふうにしたらどうですかというふうには言えるということですね。それはいいですね。

中村委員 はい。

大森座長 では、全体としていろいろ御意見を。

山口委員長代理、どうぞ。

山口消費者委員会委員長代理 今回の議論と絡むのですが、昨年、国民生活センターの人員増及び予算増はなかったと聞いています。今年度、今年の夏の人員増あるいは予算増はどうなりそうなのか。もしこの議論が国会に法律改正案を上程するまでは来年は間に合わないでしょう。そうすると、このままこの議論がずるずる行く中で、国民生活センターの職員の士気が低減する、あるいは将来の国民生活センターが見えないからということで職員がやめていくということが起こると、さんざんいろいろ議論していく中で、結局、何のことはない、国民生活センターが弱体化してしまったということになりかねないと思うのですが、私は、実は、定員が切れている、職員がやめて補充ができていないという話も聞くのですが、そこら辺は、この議論をしながらも、今の国民生活センターをどう充実させるかというのは喫緊の課題として切実にやっていただかないと困るということかと思いま

す。

大森座長 これは、理事長にお聞きしたい。この前もその話題が出たのですけれども、センターの職員の補充がなかなかいっていない。その実情をお話しくたさいますか。

野々山国民生活センター理事長 この議論の中で、センターの職員が国へ移管するということが決まっておるわけでありまして。そういう中で、公務員が増えるということになるわけでありまして。増加抑制するとの関係で、定年退職、あるいは中途退職をされた方に対する、いわゆる正職員の補充はできておりません。一方で業務をやっていかなければいけませんので、任期付職員などで一部対応しておりますけれども、ただ、それでは組織としての蓄積が足りない。今後職員のOJTをやって蓄積していく、あるいは、専門家を養成するには足りないということです。最初のときの課題の中で申し上げたと思いますけれども、そういう状況はあります。ただ、それに対しては、何とか対応しようということで、新規採用も含めて、今、検討をしているところであります。

大森座長 もう一つですけれども、将来、仮にセンターが国の方へ移管すると、現在の国民生活センターの職員は国家公務員になるのでしょうか。

野々山国民生活センター理事長 はい。

大森座長 国家公務員になるのだったら私は嫌だと、国民生活センターの今の自分の方がいいのだということはどこかにあるのですか、国家公務員は嫌がられているのですかという質問です。

野々山国民生活センター理事長 雑談で話す中では特に嫌がっている者はいないです。ただ、特にそういう形でアンケートをとったり、正式な形で職員に聞いたりしたことはありません。この検討会で指摘されているような懸念についてはよく意見を聞くわけでありましてけれども、国家公務員になるかならないかということについて、それは嫌だとか、そういう意見を私自身が正式に聞いたことはありません。

個々の職員には、それはいろいろあるかもしれませんが、私の方で量的なもので把握していることはないということでありまして。

大森座長 お行儀悪い質問ですけれども、仮に国センが国の方に移管したときに、自分はそれならばやめるといふ、その程度にしか消費者問題にコミットしていない職員がセンターにいるということになりますか。私はそんなことないと思っているのですけれども。人生を消費者問題にかけてきた人たちがここにはいるのです。だから、国家公務員になったから自分はやめたいなんていう話はないと普通は考えられるのですけれども、そうすると、国家公務員は相当嫌われているということになります。

野々山国民生活センター理事長 ですから、個々にはあるだろうけれども、私は聞いてはいないということで述べるしかないのです。個々にはあり得るだろうということは、それは職業選択の自由がありますので、あり得るだろうというふうには思いますけれども、それが実際に出るかどうかが、それから、どのくらいの数が出るかどうかにについては、今、私は何とも言えません。おっしゃるとおり、当センターの職員は皆、その業務に意欲を持

って、誇りを持ってやっていますので、そういう意味では、きちんと対応してくれるだろうというふうには期待しています。

大森座長 わかりました。

丹野さん、どうぞ。

丹野委員 ちょっと確認なのですが、国民生活センターが移行するとして、どこに行ったらいいのかという議論をやる、その前提の確認でございますが、今の独法通則法のごことは、スムーズに進行していないというふうにお聞きをしているのですが、例えば、それが国会を通らなかった場合に、この議論の根っこの部分にどういう影響があるのか、この議論が違ってくるのかどうかということを少し教えていただきたいと思いますが、そこはいかがでしょうか。

大森座長 では、そちらで。

服部参事官 御指摘のとおり、独法通則法、まだ審議入りはしておりません。ただ、我々政府の事務方としては、国会の方で速やかに御審議していただきたいという立場でございます。

独法制度の改革というのが、ある意味、議論の前提になっていると考えておりますし、閣議決定等もそれに関連したものでございますので、独法通則法の改革の動きを見守っていくというのが必要ではないのかと思っております。

ただ、国会の状況、御審議が急に進むということも考えられないわけではないと思いますので、そういったことをよく見ながら、皆様方にも国会の動きというのは前広に情報提供させていただきたいと思っております。

大森座長 大臣、お願いいたします。

松原大臣 極めて重要な御示唆であります。国会は今週から、恐らく私は、各委員会も動き始めるだろうと期待はしておりますが、その前に予算委員会を開くという要望もあるようでありまして、さまざまな質疑の中で大分混沌としている状況もあります。我々としては内閣として独法通則法は早く通して、その後、こういった議論が関連して成立するようということではありますが、ここは粛々と持ち場で議論を進めていただきたいということしか言いようがないわけでありまして、よろしく申し上げます。

大森座長 私も7月まで若干、この検討会の日取りを調整させていただいている理由は、そちらをにらみ合わせながら、いざとなったら私どもが何も出せないという話は困るので、ですから、一応、通則法が通ってどうするかということについては、この検討会は検討会なりの見識を示す内容を出しておかないといけないのではないかと思います。したがって、とりあえずは既定どおり検討を進めさせていただいておいて、どういう段階で我々が検討委員会で大森にお渡しするかどうかという、そのタイミングはあるのではないかと思いますけれども、とりあえず進めさせていただきたい。

松原大臣 もう一言。どちらにしても、今日もずっと拝聴しておりますが、こういう問題意識を共有して、総括を加えることは今後の消費者行政の充実に極めて意味があること



ですから、徹底的に議論は進めていただきたいと思います。

大森座長 それでは戻りまして、4 - 5でちょっと皆さん方にお伺いしたいことがあります。全体のことと関係しますから、これだけお聞きするといけないかもしれないですが、移管先について、国センを内閣府本府に持っていけという御意見はなかったのではないかとと思うのですけれども、これは何か御議論ございますか。なくて、皆さん方が、これは落としてよければ、消去法でいうと、はなから落としてしまうということだと思ふのです。だから、4 - 5の両方に空白があるのですけれども、これに何かが入るかどうかなのですが。内閣府本府に国センを持っていくというのは、今までに皆さん方の議論がないのです。先ほど議論していただきたいと催促をされましたのでしているのですけれども、いかがなものでしょうか。

中村委員 ここは全くないというわけではなくて、今の消費者庁とか消費者委員会の位置づけを前提にしているから何も意見が言いにくいのですけれども、例えば議論の中で、消費者庁はもっと大きく消費者省にすべきだという意見があったやにちらっと記憶しているのですが、あるいは私の期待かもしれませんが、そういうふうに消費者庁自体が格上げになるとか、あるいは消費者委員会を3条委員会にするとか、そういうことも今後の消費者行政充実のためには私は必要だと思うのです。その場合に、では、将来的に国センをどこに位置づけるかというときに、内閣府の本府というのも選択肢としてはあり得るのではないかとあって、無下に今の段階で削除する必要はないのではないかと思います。

大森座長 空白のまま残しておくということですね。

中村委員 はい。

大森座長 今日、別に決めるわけではありませんので、どうぞ、率直にいろいろ御意見を出してください。「課題」のところと右側の「工夫」と、消費者委員会の次の2ページは、ADRについては議論があり得るといのが「工夫」の欄に入っています、このようなどころについても皆さん方の御意見が欲しいです。

中村委員 畠中先生の御意見なので、説明していただいた方がいいのではないですか。

畠中委員 この「議論はありうる」というのは、いわゆる役人用語でありまして、意味が不明なところがあるので、私が言いたかったのは、ADRについては、今の消費者委員会で担当することもあり得る、という意味で言ったつもりであります。

大森座長 ADRをどうするかという扱いが一つの焦点ですね。

中村委員、どうぞ。

中村委員 細かい確認になるかもしれませんが、今、消費者委員会というのは、いわゆる監視機能と審議会機能しかないのです、ADR機能、紛争解決機能というのは法律上はどこにも書いていないのですが、先生が今言われたように、もしADRを消費者委員会に持っていくとなると、法律の改正とかそういうことも含めてという御意見なので、

畠中委員 そうです。今、国民生活センターでやっておられるADRについては、「国民生活センター法」で規定されているのです。それを仮に消費者委員会で担当するということ

になると、「消費者庁及び消費者委員会設置法」で規定するということになると思います。

大森座長 今のことと関係して、次回、次々回ぐらいで少し全体として議論の方向性を検討していただくときに、現在はこうなっていて、これをこうすると、これは法律改正マターだということが相当程度明確ならば、それは資料的には書いていただく。運用上、いろいろ工夫でやれる話と、法律改正は相当大変ですので、これは法律事項だということがわかるような仕掛けを資料的にもしていただいたらどうかと思っているのです。その方が議論しやすいと思うのです。事務局、それはいいのでしょうか。すべてでなくていいのですけれども、大きな方向について議論するとき、ここからここへ変わるときは、今のようなことは法律事項だと。特別機関にまた特別機関を置くというのは、そう簡単なことではありませんので、それはどうでしょうか。

川口審議官 そのように、事柄によっていろいろな対応の幅があり得るかと思えますけれども、明らかに法律改正をしないとできないことというのもあるかと思えますので、できるだけ座長の御趣旨に沿うように分類したいと思えます。

大森座長 畠中委員、どうぞ。

畠中委員 今の中村委員の御質問に補足で御説明いたしますと、審議会等の設置及び所掌事務は、法律または政令で定めることになっているのですけれども、次に該当する場合には、その設置及び所掌事務は法律で定めることとなっています。その一つに、「自ら国民の権利義務を形成し又はその範囲を確定することが法律により定められているもの」というものがありまして、当然、ADRはこれに該当すると思えますので、ADRを消費者委員会に移管するということになる、法律で規定する必要があるというふうに考えております。

大森座長 室町委員、どうぞ。

室町委員 ADRの件でございますけれども、先ほど、センター長がおっしゃられたいろいろな商品テスト、あるいは相談・あっせん、PIO-NET等の関連もかなりあるということでございますし、もともと国民生活センターの一体不可分の一元化という内容の話と、ADRの独立性を担保しようという話が相当コンフリクトしたような状況でございます。そうかといって、私がどういうアイデアがいいかという話があるわけではないのですけれども、大きな論点として、ADRを別の特別な機関にした場合には、ファイアウォールをどういうふうにして設けるのかということが一つ大きな論点になるかと思っております。その際、人事権だとか、予算管理の問題、執行の問題、あるいは情報のセキュリティーの問題、管理の問題、この辺が相当踏み込んだ内容にならないと、きちんとした最後の姿を見られないのかと思っております。その辺でもし事務局の方にアイデアがございましたら、御披露をお願いしたいと思います。

大森座長 私どもの検討の中では、今のことと関係して、消費者委員会の事務局をどういうふうに充実・強化するかという話も前から出ている議論でして、仮に今のような議論と接続させたときの体制の在り方についても、どこか考えなければならなくなるのではないかと考えていまして、これは今日ではなくてもいいですから、事務局側、次回以降で結

構ですから、何か準備していただければと思いますが、どうでしょうか。

服部参事官 御指摘どおり、させていただきたいと思います。

大森座長 ありがとうございます。

川口審議官、どうぞ。

川口審議官 今回の御指摘でございますが、先ほどの資料4-3にございますが、それから、今までに委員の御指摘にもございましたが、そもそも独立性ということで担保する。それ自体を重視すれば、審議会とする。消費者委員会はほかの機能とは分離して審議会の中でやっていただく。審議会にする場合には、既存の消費者委員会の中に置いていただく。これは、今、畠中委員から御説明がございましたが、そのほかに、もともと国民生活センターを置く組織に新たに審議会をつくるというのが選択肢でございますが、それがなかなか難しいとなりますと、D案というのは特別の機関を置いて、その中に、注4にございますけれども、法律により、審議会ではない合議制の機関を置くという例がございましたので、こういう形でADRを置くというのが現状にかなり近いだろうということでございます。

ただ、先ほど申し上げましたように、法律においてではございますけれども、特別の機関の中にある合議制の機関がADRを担っているという例は、現時点でないというのが現状でございます。それ以上の工夫については、可能であれば検討したいと思います。

大森座長 山本さん、これについて何か。

山本座長代理 ADRの機能を担う機関に一定の独立性が必要であるという点には、恐らく異論はないのではないかと思います。それを実現するために、どのような形をとるのがいいのかということですが、私、よくわからないのは、消費者委員会は現在、8条機関ですね。ですから、8条機関に更に8条機関を付加することはできないですね。そうすると、現在の消費者委員会がこのADRの機能を担う、何か部会のようなものをつくっていくということになるのかと思います。ただ、一方で消費者委員会は、現在、個別案件についての諮問を受けるとか、行政処分に関する諮問を受けるとか、あるいは政策全般についての監視機能を持っているので、そういった現在の消費者委員会の機能とADRの機能を一定程度分ける必要があるとすると、なかなかどういう組織になるのか、にわかには思い浮かべられないところがあるのです。何か分科会のようなものをつくるとしても十分でないような気がしますし、その辺が私にはわからないので、やや現在の消費者委員会の組織を前提にすると難しいような気がするのです。

大森座長 畠中委員。

畠中委員 組織論ですから、現在の考え方がどうなっているかというのを申し上げますと、審議会等に下部機関として分科会または部会を置くことができます。それで、分科会は、「審議事項のまとまりが大きく、独立性が高い場合において法令により直接設置する」ということになっていまして、部会は、「審議事項のまとまりが小さくない場合、あるいは独立性が高くない場合に設置するものとする」となっています。分科会を置いた場合、分科会の結論をもって審議会等の意思決定とする、というやり方もあるのです。だから、

組織論としては置き得る。それから、置いても独立性はかなり担保されるのではないか、というふうには考えられます。

大森座長 私は、今、社会保障審議会会長を仰せつかっているのですけれども、審議会の会長は、私、大森彌になっていて、介護給付費分科会の会長を私がやっていて、事実的に介護報酬はほとんど分科会で決定していると思うのです。そこの答申が会長に行って、会長から大臣に渡って、だから、事実上実権を持っているのはその段階ですから、実際にはできないことはないと思います。相当程度自立性が高いと思っているのですけれども。

山本座長代理 実態の問題と、それをどのレベルのルールでもって決めるかという問題があって、部会の決定をもって審議会の決定とするという例があるのは私も承知しておりますけれども、それは審議会の運営規則で決めることになるのでしょうか。

大森座長 多分そうではないですか。

浅田参事官 政令で決まっており、明文の規定がございます。

大森座長 山口委員長代理、どうぞ。

山口消費者委員会委員長代理 制度的に消費者委員会でADRを引き取ってやるということとは、できないことはないと思います。しかしながら、先ほど、センターの理事長がおっしゃったように、一体のものとしてあっせんの延長線上でADRがあり、また、そのADRの解決がその他の同種事案のあっせんのルールメイキング機能を持つということを考えますと、どう考えてもADRだけを国センの機能から分離して別の組織に持ってくるということはありませんかと思えます。やはり、どう考えても、これは国民生活センターという一つの機能の中でどう独立性を保ちながらやっていくのかということで考えた方が現実的だし、機能としての発揮もできるのではないかと思います。

大森座長 いろいろ御意見がありますが。

畠中委員、どうぞ。

畠中委員 そういう議論もあり得ると思って、先ほどあえて野々山理事長にお聞きしたのですけれども、一体的に運営する必要がある、というのはわかりますけれども、機能として一体性が確保されていれば、別に場所が一つでないといけないということはない、と私は思います。国民生活センターが仮に施設等機関に移ったとしても、施設等機関の中でADRもやらなければいけないということはないということです。

大森座長 足立さん、どうぞ。

足立委員 質問なのですけれども、資料2-4の2ページの(3)の(備考2)に、現在の国民生活センターで行っておられるADRが、消費生活センター等を経由した申請が約6割を占めるとあるのです。残り4割については、消費者からの直接の申請を受けてADRを実施されているということなのですけれども、この使い分けといいますか、もともと国民生活センターは、現在、直接相談はないのですけれども、直接相談を実施しているのであれば、まず国民生活センターでのあっせんを経由して来ると考えられると思うのですけれども、このあたり、直接消費者からの申請を受け付けているという部分と、国民生活セ

ンターのあっせん機能を使うというところの使い分けというのがどうなっているのかというのを、まず教えていただきたいのです。

野々山国民生活センター理事長 使い分けとしているわけではなくて、法律で窓口として、個人が申請する形となっており、実際には基本的にはセンター経由もありますし、窓口があるわけですから、消費者からセンターとは無関係に直接受けているということです。センターから連絡があって、センターから来るものと、センターでもあっせんができなくなってセンターから離れてしまった方が直接、国民生活センターへ来るということもあります。

それから、国民生活センターの直接やっているあっせん等からADRに移行するものも、数は少ないですけれども、あります。

足立委員 今お尋ねしましたのは、消費生活センターで扱っている案件があっせんの中ではなかなか解決に至らない場合に、第三者機関のADR機関に委託をして、別のあっせん案を出していただくという第2段階の場所として必要だということまでは理解できるのですけれども、それ以外に、消費生活センターで行っているあっせんを経由しない直接のADRというか、紛争解決の申請を受け付けるという部分がADR機関としては必要な機能だというのはわかるのですけれども、国民生活センターという消費生活の相談機関が国の機関に移管したときに、ADR機関としての機能もそのまま本当に持っていけるのかという心配をするのですけれども、そのあたりは問題ないのでしょうか。

大森座長 これは、どなたに答えてもらいましょうか。とりあえず、こういうときは、事務局はどんな感触を持っているかということを知りたいと思います。

川口審議官 どういうふうに受け付けるかの制度の問題だと思いますが、消費生活センターがないような状態で国がADRをしているものは、むしろたくさんあって、独立行政法人がADRをしているものはほとんど例がないくらいでございますので、国に置いてある行政機関がADR、特段何か前置きしているものばかりではないわけでございますので、直接受け付けるというのが制度の仕組み方ということだと思います。現在も消費生活センター経由に限っているわけではありませんが、国に来たときにどうすべきか。国に来たときの方が間口を狭めるということも勿論ありますが、機能を全部維持するという意味においては、今と同じにできるということではないかと思いますが、山本座長代理に御見解を確認できればと思います。

山本座長代理 特に支障があるというふうには、ぱっとは思い浮かばないのです。つまり、可能ではないかと思いますが。

足立委員 逆に言うと、国民生活センターがこれまで独立行政機関として行ってきたあっせん等の機能についても、国の機関に移行しても、そのまま続けていても支障はないということですか。

山本座長代理 そのような任務、義務を国の機関が担うということがはっきり示されれば問題はないのではないかと思います。

大森座長 ちょっと長官にお聞きしたいのですが、よろしいですか。

直接相談なのですけれども、仮に国センが国に移行したときに、国の機関になるのですけれども、そうすると、現在の独法以上に国の機関になった国センは直接相談をやってはいけなくなるのでしょうか。分権の視点からして、できるだけ切り分けろという議論があったと思うのです。私もそれは大筋として間違っていないと思っているのですけれども、仮にADRのことを含めて、国センが国の機関になったときに、直接相談ということ復活させてもいいように思うのですけれども、それはもともとからして相当無理な話なのでしょうか。あるいは、そうすると何か大きな弊害が起こるといふふうに考えられるのでしょうか。それはとっさですけれども、何か御意見があれば伺っておきたいのですが。

福嶋消費者庁長官 今は、これまでも私だけではなくて事務局も説明しましたように、自治体の相談の支援という枠組みの中で、現実には直接相談を受けるという仕組みをとっていますので、これは国に移行されても、国の機関が同じようにやることは問題ないと思います。全く問題なくできると考えています。

それから、ちゃんと件数も含めて実質を確保するということですので、今の枠組みの中で、そういう充実をきちんと図っていくということがいずれにしても課題だと思っています。

大森座長 そうすると、さまざまな消費者問題について、全国の地方消費者センターで捕まえているいろいろな相談の事業がありますが、国の立場は、その限りでいうと支援するにとどまって、直接はやらないのだ、支援に徹するのだという、どこかでそういう考え方になるのですね。

福嶋消費者庁長官 同じ看板をかけてということではなくて、支援ということなのですが、支援しかやらないということは、逆に直接相談は受けないという意味かということ、現実にはそうではなくて、支援をする中で土日が自治体で十分対応できない部分は、土日は国としてやるわけです。平日でもつながらないときは国が受けるという、今は国民生活センターが受けるということですので、支援の枠組みでやるということと、直接相談は受けないということはイコールではないと考えています。

大森座長 先ほど理事長がおっしゃっているように、今後、ケースの中に、今のようなことで扱っている以外に、人の命とか健康に直接かかわるようなことが起こったときに、この消費者相談というのはダブルトラックであってしかるべきで、だから、仮に国民生活センターが国に移行したときにも、新しい事案について、国が直接相談を受けて解決に当たるといふダブルトラックにしておくと、基本的に言えば、今言っているような支援機能もやるのだけれども、こういうケースについてダブルトラックであっても構わないように思っているのですけれども、そういう議論にはならないのですか。

福嶋消費者庁長官 一定の重要なものは国が直接やり得るといふようなルールにしておくということは、あることなのだと思います。それは議論することだと思います。

大森座長 もうしばらく時間がありますので、御意見を出していただいて。

畠中さん、どうぞ。

畠中委員 相談ですけれども、前も申し上げましたように、二重行政ということで批判されていますけれども、複数あってもいいと思うのです。何で直接相談をなくしたかというのは、地方でやっているから地方でいいのではないか、国がやる必要はないのではないかと、ということだと思っております。一旦なくしたやつを復活するというのは、かなり難しいのです。よほどのことがないとなかなか難しいと思います。特に今、各省版の事業仕分けをやっていますけれども、復活すれば事業仕分けの一番の対象になりそうですね。

大森座長 二重行政。

委員長代理、どうぞ。

山口消費者委員会委員長代理 例えば、コンプガチャの問題がいろいろ議論になりました。それから、例えば出会い系サイトの問題などがございます。あるいは、先ほどちょっと申し上げましたような違法ハーブの問題などは、はっきり言って、地方の消費生活センターの方々には手に余るかなり難しい検討課題がいろいろございまして、そういうのは国が相談活動をして、直ちに政策提言に結びつけるような視点が必要ではないかと思うのです。国民生活センターでは、例えば現実には美容医療エステの110番をやったり、あるいは出会い系サイトの被害110番などをなさったと思うのです。私が心配するのは、国で相談活動を一定のテーマについてやるということは本当に必要だと思います。ただ、これが国に移行した場合に、今、国民生活センターがやっているような被害相談が国の機関となった国民生活センターが主催して、例えば各地の弁護士会や消費生活センターなどと連携して相談活動を企画して実行するということができるようなシステムになるのかどうか、ここがちょっと心配をしています。

大森座長 丹野さん、どうぞ。

丹野委員 そもそも国民生活センターの直接相談も二重であるとか、ダブルトラックであるからいけないということが消費者の期待にかなっていなかったのではないのかと思っております。先ほど、国センの野々山理事長が数字をお読みになりましたけれども、今、平日バックアップ相談にも月に250から300も相談が入ってくる。つまり、あのわかりにくい電話番号に、探して探してかけてくる人がいるということなのです。その人たちの声に耳を傾けて、それに対して適切に助言して、それを解決してあげるという機能は、国民生活センターにとっても、国民にとっても非常に重要でありまして、そこは、二重と呼ぶべきではないと思っております。

ですから、国に行ったとしても、相談を充実・拡充すべきであって、その機能をなしというのだったら、この話はそもそも根底から引っくり返ると思っております。そこは絶対不可欠のものです。

ADRについても、特別な独立性が必要だという議論ですが、相談・あっせんについても全く同じでございまして、ADRだけを殊更に別にするのはいかなものか。確かに後からできた国センの機能ではありますが、相談・あっせんの延長上にADRがあるのだという理

解が普通の人理解でございまして、ADR だけ特別にどこかに行ってねという話はなしだと思っております。

福嶋消費者庁長官 直接相談を受けることについては、実は、都道府県の消費生活センターと市町村の消費生活センターの役割をどうしていくのかという課題も、現実、大きな課題としてあると思います。そういったことも含めて、国の役割は何かというのをもう一度議論してみるということは大変意義があると思うのです。

自治体がカバーできないところをカバーする、あるいは、件数の話ではなくて、重要性があって、困難事例をカバーする。経由相談も国民生活センターはやっていますが、とにかく、そういった国の役割を明確にしつつ、それで実質、直接相談を受けるセンサー機能をちゃんと確保していくということだろうと思っています。

それから、山口委員長代理からの話で、国に来たときに、特定の課題での緊急相談のようなことという提起がありましたけれども、現実に震災の後の、震災にかかわる悪質商法の110番は、国民生活センターと消費者庁共同でやりましたし、位置づけが不明確だといっておしかりは受けましたけれども、海外とのインターネット取引についての相談も、研究という位置づけですけれどもやっていますし、それは十分にやり得と思っています。国に来たらできないということではないと考えています。

大森座長 消費者庁は、全体の見通しの中でいうと、どうやっても出先機関を持っていないのですよ。しかし、地方自治の大原則があるから、地方の消費者センターを出先機関にはできない。そこと連携を保つことは十分可能なのですが、そのすき間を埋める一つは、限られた意味で直接国が相談を受けるということはあってもしかるべきではないかと私はしつこく思っていて、余り座長がこのことについてしつこく言ってはいけないのですけれども、これを機会にもう一回考え方を整理し直してみたらどうかと若干思っていて、今後の起こり得る消費者問題の深刻さを考えていくと、どこかでそういう、畠中さんが言うように、1回決めたものを戻すことは相当大変なので、うまくクリアーしながら、どこか工夫があってもいいかと若干思っているものですからしつこく言っているのです。

そこで、本日、まだ論点2の(3)消費者行政の課題に照らしてどのように考えられるかということと、政府から独立した法人の趣旨が生かされているのかということとを議論していません。したがって、次回、これをしなければいけないことと、今までの整理をしていくと、次回、できればしてほしい議論があるのです。それは、司令塔及び司令塔機能の発揮については、必ずしも十分議論がなされなかった恨みがありますので、それもしていただきたい。

それから、消費者委員会の審議会機能と消費者政策会議の活用ということについても議論は出ているのですけれども、これもまだもう少し議論をしていただけないかと。

それから、今日も相当出ているのですけれども、まだ国民生活センターの機能を維持するためにどんな工夫があるかということをもう少し議論をしていただいて、皆さん方の共通理解を深めたいと思っているのが次回でございます。



阿南委員 お願いがあるのですが。

大森座長 阿南委員、どうぞ。

阿南委員 併せて、今日の資料4-3で、先ほどADRのことで議論になっていたものですが、内閣府本府は移管先の選択肢になっていませんね。しかし、内閣府本府に移管するという可能性も残して、その場合どうなるのかという検証をしておく必要があるのではないかと思います。

大森座長 それは、先ほど議論をした資料4-5の空白ですか。

阿南委員 そうです。

大森座長 私は、これは落ちたのではないかと考えているのですけれども、落とすなという御意見ですね。

阿南委員 そうです。

大森座長 まだキープしろと。では、キープしながら議論を進めるということにいたしましょうか。

次回について、事務局から何かありますか。

中村委員、どうぞ。

中村委員 先ほど、長官からお話のあった都道府県と市町村の関係、役割についても見ていかなければいけないと言われたのですが、我々も気になっているところなのですが、この検討会の中では、たしか市町村の消費生活センターが、困った問題があったら都道府県のセンターに聞くのではなくて、いきなり国民生活センターに聞いているという報告があったのです。もし長官の方で、市町村と都道府県のセンターの連携関係というか、そういうので何かデータがあったら教えていただきたいのです。次回で結構です。

福嶋消費者庁長官 一言で言えば両方だと思います。市町村は都道府県ともいろいろ連携をとるし、国民生活センターとも連携をとるし、両方だと思いますけれども、出せる資料があれば出したいと思います。

大森座長 うがった見方の一つは、市町村は、当てになる都道府県の場合は聞いて、当てにならなかつたら国に聞いた方が早いということではないでしょうか。あるいは、両方で聞く。ですから、何か資料があれば出していただきたい。

福嶋消費者庁長官 事務局通して。

大森座長 はい。

次回についてお願いします。

浅田参事官 本日も御苦労さまでございました。次回の会議につきましては、6月19日、来週火曜日でございますが、同じ時間の9時半から、場所もこの会議室ということでお願いいたします。

大森座長 どうもありがとうございました。